

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成28年9月2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年9月2日(金) 午後3時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	欠	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	欠
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	欠
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 10 番 中島 弘美委員 11 番 原武 学委員

6. 議 事、

第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法に基づく平成28年度 農用地利用集積計画(案)の決定案件	6件
第5号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	1件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	2件

- **事務局長** 皆さん、こんにちは。只今より平成 28 年 9 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さん、こんにちは。先月の農業委員会のおりには、午前 9 時からお願いしておりましたが、今日 9 月 2 日から議会が開催されまして、事務局長が出席しなければならないということで、議会開会は、午前中のみでしたので、すみませんが、午後 3 時からの開催とさせていただきました。さて 8 月は気温 35 度のなかでの農作業はたいへんだっただろうと思います。今後は忙しくなるといいますので、体を大事にしながらがんばっていただきたいと思います。それでは本日の総会を始めて行きたいと思います。
- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。議事に入る前にお断りとしまして今回の議題に上がっています第 1 号議案の農地法第 4 条の規定に基づく承認申請案件でございますけれど、申請者より平成 28 年 9 月 2 日に諸事情により取り下げ申請がございましたので、この案件は今回の議案から削除することになりますのでご了承をお願いします。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
- 10 番 中島委員さん、11 番 原武委員さん、議事録署名委員をお願い致します。
- **議長** 3 番の議題に入ります。 第 1 号議案が取り下げにより削除になり
- | | | |
|---------|---|-----|
| 第 2 号議案 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 | 1 件 |
| 第 3 号議案 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 | 1 件 |
| 第 4 号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく
平成 27 年度農用地利用集積計画（案）の決定案件 | 6 件 |
| 第 5 号議案 | 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件 | 1 件 |
| 第 1 号報告 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 | 2 件 |

以上を議題と致します。それでは早速、第2号議案に入っていきたいと思います。
農地法第4条の説明を求めます。

○ **事務局長** 7ページをごらんください。第2号議案 農地法第4条の規定に基づく

許可申請の案件、整理番号4-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、
(告示：昭和59年9月1日)ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外と
なっています。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第
1種農地と判断されます。転用目的である通路及び宅地拡張は、居住する者の日常
生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分
と転用目的は問題ないと考えられます。(別添：始末書及び現地写真)

申請地の場所ですが、8ページは管内図ですが、図面中央下の申出地のところでは

地区は田中地区です。9ページが、字図ですが中央の線で囲ってある 番地 と
番地のところが、申請地となっています。10ページは土地利用計画図です。申請
地は図面中央右で、 番地 は東西方向ですけれど、農業用倉庫の一部分 2.87m²
と庭が 43.13m²です。 番地 は図面中央の南北方向で、北側に車庫の一部分 20.88
m²と南側に進入路の一部分として 17.12m²が配置されています。

11ページは 番地の始末書を朗読

12ページは 番地の現状写真で、左上が西から、右上が北から、左下が東から、
右下が南から見た分です。

13ページは 番地の始末書を朗読

14ページは 番地の現状写真で、左上が西から、右上が北から、左下が東から、
右下が南から見た分です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、 委員さんお願
いします。

○ **番(委員)** 息子さんがおられまして、うちにでてこられ、農地転用してい
なかったことについて、始末書のとおり大変反省をされています。別に仕事をされ
ていながら、農業をされており、ライスセンターのオペレーターをしてもらってい

ます。若いけど大変一所懸命される方で、みなさんの信望もある方のように、この案件はお父さんの時の始末なので、よろしくお願いします。

- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

ございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** それでは、第3号議案の5-1の方から説明をお願いします。

- **事務局長** 15ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件、整理番号5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和49年3月31日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である条件付分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地の場所ですが、16ページは管内図で、図面中央上に申請地と表示しているところです。17ページは位置図で西光寺から県道佐賀川久保鳥栖線をはさんで、南の図面中央上のふと線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。地区は下三津西地区です。

18ページ、19ページが字図ですが、18ページの中央の ■■■ 番地-■■■ と ■■■ 番地-■■■ と線で囲ってあるところで、申請地と表示しているところです。19ページは土地改良事業をした分の字図です。20ページは土地利用計画図の給水計画平面図です。今回の申請地については図面下から1号地、2号地が農地転用する申請地です。図面上側の東の方が、町道鳥ノ隈下三津西線で、北側に進入路を東西に設置され。上水管はそこから各区画に配水する計画です。

21ページは造成計画平面図の排水計画平面図です。北側に進入路を東西に設置され。下水管は各区画から北側の進入路を通して北東の県道の下水管に流入する計画です。

22 ページは造成計画断面図ですが、図面左側の A・B 断面は東西で、西側はコンクリートブロック 2 段の計画で、造成高について 25 c m ～ 40 c m ほど盛土を行なう計画です。図面右側の C・D 断面は南北で、北側の進入路については、路盤工と AS コンクリートを施工して、路側にはコンクリートブロック 2 段で、南側路側はかんきょ型側溝 3 0 0 m m を新設をする計画で、造成高については 15 c m ～ 60 c m ほど盛土を行なう計画です。南側はコンクリートブロック 4 段新設する計画です。24 ページは建物配置計画図、排水計画平面図ですが、転用計画での転用地は図面一番下と 2 番目です。建築物の配置により各区画の下水の排水計画を記載してあります。25 ページは図面下が、1 階平面図で図面上が、2 階平面図です。26 ページは東西南北からの 4 方向からの立面図です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。申請地は私の担当ですので、事業者の代理人がみえられて計画内容を聞きました。この案件と別に関連する南側に農振農用地の残地が残っていますが、これをどうされますかとお尋ねしました。施工されていても農振除外は農林課では厳しい面もあるが、管理の面、使い勝手が悪いとして除外ができれば、この申請が施工されていても事業計画変更については致し方ないとは思いますが、話しています。

質疑のある方はお願い致します。

- **委員** 3 号地と 4 号地の間の水路が農業用水路で、佐賀川久保鳥栖線から南はこの水路の用水範囲内ですが、ここに水路の蓋をされていますが、進入路の部分も暗渠になっている。いまでも、佐賀川久保鳥栖線を横断している分の清掃が大変なのに、この形状ならば、清掃できない。この水路は幅 1, 0 m しかないし。幅 6 0 0 m m の蓋をされたら重量的にどうやって管理できますでしょうか。22 ページでは A・B 断面の付け替え水路幅は 1.24m になっていますが、そのなかに幅 6 0 0 m m の側溝が入るようになっていますが、どうやって清掃できますでしょうか。
- **議長** お話は理解できますが、この水路は今回の農地転用の範囲の部分ではありません。

- **委員** 今回の農地転用の範囲の部分でないことはわかりますが、開発は同時にされるですから
- **議長** はい。この場合は地元の水利組合などで話しをしてもらわないといけないと思います。
- **委員** この開発は宅地だけと思っていた。今回農地の部分の転用もということでしたが、どうしてもこの水路の管理についてはどうやってしたらいいですか。
- **議長** お話の内容、言われることは理解できますが、農地転用を許可できないということにはならないと思います。
- **委員** 関係はないとは言えないと思います。
- **議長** 農地転用をする農地(畑)の部分に悪影響があることが想定できる場合は農地転用の許可条件として言えると思います。
- **委員** 農地転用をする農地(畑)の部分は問題無いですが、水路の件は、関係はないとは言えないと思います。
- **議長** もともとここは宅地の部分ですよ。
- **委員** 前も宅地のなかに水路がありましたが、車が近くまでいけましたので管理できたが、今回のような形状になれば、管理できない。
- **事務局長** 委員さんが言われていることについては理解できますが、言われているのは宅地部分の区画の1号、2号地の水路の周囲のことですから、農地転用される3号、4号地について周辺の農地への悪影響については話すことができます。いまの内容が、農地転用申請についての許可条件の範囲内とはならないと思います。
- **事務局** **委員** 建設課とかには話しをされておられますでしょうか。
- **委員** 意見を言う機会がなかった。話しはしていない。
- **事務局** **委員** 建設課の開発のほうには申請はされています。
- **委員** この案件を早く知っていたらよかったが、現場の解体業者に話しに言ったが、私達はわからないと言われた。
- **番(委員)** 土地改良区のほうに農業委員会から知りえた情報として、水路の移設などの話しをできないでしょうか。

- 事務局 ■■■ 建設課の開発のほうには申請はされていますよね。
- ■■■ 委員 町の建設課のほうまで話がされているのかわからない。
- 事務局 ■■■ 水路の付け替えなどの話しは建設課のほうとは思いますが。
- ■■■ 委員 水路の付け替えなどの話しは問題になっていない。こういう形状の水路が問題だということです。

また別として、宅地からの雨水排水の計画についても水路に流がすとの内容はどうかと思う。

- 事務局長 委員が言われている内容は理解できますが、今回の農地転用の申請に関わる農地の部分について影響がある場合が、農地法での審議してもらう内容だと思いますので、それ以外については言えないと思います。

また農業委員会として、宅地排水について水路に流せないとは言えないと思います。

- 事務局 ■■■ 地区の方から申請の内容について要望をしてもらうことも考えられるのであれば、検討してもらう余地はあると思います。

- 議長 内容として宅地部分の水路を蓋をかけないようにしてくれとのことですね。

- 事務局 ■■■ 地区の方からこの件について要望としてもらうことができないかとは思いますが。

- ■■■ 委員 地区で、話をしてみます。

- 議長 この案件は農地の部分への影響についての審議として委員さんに判断してもらうことですので、よろしくお願いします。

- 事務局長 今回の農地転用案件の図面の1号地、2号地のところの周辺の農地の被害防除の問題なら申請者に対応策をしてもらわなければなりませんが、今の宅地の水路の件は農地転用の申請についての判断については別ですので、その点の理解をよろしくお願いします。

- 議長 どうしてもこの案件は農地の部分の農地転用については転用の許可が必要として委員さんに判断してもらうことですので、よろしくお願いします。

- 事務局 ■■■ 1号地、2号地のところの農地の部分の農地転用については進入路により住宅が建てられるかは転用の判断の条件にはなるので、東側の宅地部分の進

入路の状況は把握する必要があります。

- **議長** 委員さん方から地区に話してもらって、対応策を考えてもらうことしかないと思います。

他に質疑のある方はお願い致します。ございませんか。他にご質疑等もないようであれば、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願いします。
- **事務局長** 27 ページをお願いします。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規がございませんで、再設定が6件で計の6件があがっております。田が8筆、畑がなく、田の面積が12,191㎡で、畑がなく、計の8筆、面積が12,191㎡です。

28 ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- **議長** 第5号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について審議致します。

- **事務局長** 29 ページの方になります。第5号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件についてでございます。30 ページで、XXXXXXXXXXの1件です。後の説明は農林課からさせていただきます。

- **農林課 葉山** 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件として申請者はXXXXXXXXXXの1件です。

XXXXXXXXXXは物流をメインに事業を行なっている会社ですが、町内の雇用を

中心に農地利用権設定を結んでいただき、作付けをされています。またと食品会社と連携をし、作付けした農産物を販売されています。そこで食品会社から排出された食物残渣で、堆肥化に取り組む再生利用、リサイクルループに取り組んでいただいております。

今後も町内で、農地利用権設定で借りる農地を増やして、作付面積の拡大をしていきたいということです。

資料の 31 ページですが、農業経営改善計画の認定申請書について説明をさせていただきます。農業経営改善計画の認定申請書について朗読。

以上、説明を終わります。

- **議長** 農林課の方からの [REDACTED] の説明が終わりました。ご質疑のある方はお願いします。

質問はございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定について可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思えます。

- **議長** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について、説明を求めます。

- **(事務局長)** 35 ページをお願い致します。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。別の担い手に耕作依頼を行なう予定のためです。説明は以上です。

- **議長** 第 1 号報告の利用権の合意解約について報告がなされたところです。皆さん確認をして頂きたいと思えます。次の合意解約－2 をお願いします。

- **(事務局長)** 36 ページをお願い致します。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－2 を朗読。離農のためです。説明は以上です。

- **議長** 第 1 号報告の利用権の合意解約について報告がなされたところです。皆さん確認をして頂きたいと思えます。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会午後 4 時 5 分